



動物適正飼養推進・基盤強化事業

平成28年度要求額
109百万円（97百万円）

背景・目的

- ◆動物愛護管理法
 - ・平成25年9月に施行された改正法の附則において、必要な措置を講じることとされており、調査・検討が必要
 - ・改正法を受けて策定された動物愛護管理法の基本指針に基づき、犬・猫の引取り数の削減、殺処分率の更なる減少等を目指す

事業概要

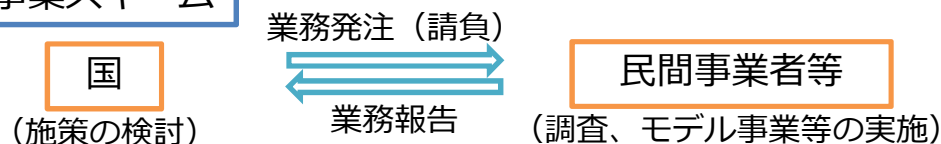
- ・動物愛護管理法附則等に基づく調査・検討等
- ・人と動物の共生する社会の実現推進事業

事業目的・概要等

期待される効果

- ・動物愛護管理行政の各種課題の調査・検討を行い、必要な施策の実施等を行うことにより、動物の適正な飼養管理がより一層推進される。
- ・改正法や基本指針等の適正な運用、その施策の推進のための人材育成、普及啓発等により、飼い主による終生飼養等の推進、動物取扱業の適正化、自治体における犬猫の引取り数及び殺処分率の減少等に寄与する。

事業スキーム



事業計画

イメージ

動物愛護管理法附則等に基づく調査・検討等 【96百万円】

- 幼齢の犬猫を親等から引き離す理想的な時期に関する調査
- 販売される犬猫へのマイクロチップ義務化に向けた調査
- 各種基準、ガイドライン等の作成
- 基本指針のフォローアップ調査
- シンポジウムの開催、パンフレットの作成・配布等による総合的な普及啓発



人と動物の共生する社会の実現推進事業 【13百万円】

「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」を踏まえた、犬猫の引取り数の大幅な削減、返還・譲渡の推進、殺処分数の削減

- モデル事業の実施、優良事例の収集
- モデル事業の評価、ガイドライン等の作成
- 犬猫の適正飼養に関する普及啓発・教育活動

